

労働保険 社会保険ガイド

H26 年版

- 1) 労働保険・社会保険について知りたい、知らせたい
- 2) 社員さんから質問があったときにはコピーしてお渡し
してください
- 3) 問い合わせる前に、事前知識として読んでみてくだ
さい、より理解が深くなります

橋社会保険労務士事務所

TEL ; 0776-57-1380

FAX ; 0776-57-1370

ホームページ

働きがい研究所 |

検 索



本冊子について

本冊子は何かと複雑な社会保険についてできるだけ全体は簡潔に、判りにくい所や

ポイントとなる所は詳しくご案内させていただくことを目的として作成しました。

いろいろなケースに応じてコピーしてご利用下さい。なお、健康保険は全国健康保険協会について説明しております。健康保険組合に御加入の場合は、異なる点が多々ありますので御了承ください。

誤りや不十分な箇所がありましたら、ご指摘、ご質問等いただけますようよろしくお願い申し上げます。

本冊子の構成

タイトル	ページ数	
社会保険給付一覧	1	
A 社会保険ガイド	8	全社員向け 入社時など
B 退職される方へ	5	退職が決定した方向け
C 60歳定年前後の方へ	4	定年の半年くらい前にお渡し下さい なお、定年退職される方には、《B 退職される方へ》も併せてお渡し下さい。
D 社会保険御担当者様	5	社会保険御担当者様から弊社へご連絡の際に必要な手続きなどや弊社からのお願いについてまとめてあります。
E パートタイマーの方へ	1	

橋社会保険労務士事務所

平成 25 年 12 月改訂

橋社会保険労務士事務所

A 《社会保険ガイド》

社会保険とは

- ・ 「社会保険」というときには、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険すべてを指している場合と、健康保険と厚生年金保険だけを指している場合があります。
- ・ 社会保険は個人加入の保険と違って、公的保険ですから、その保険の適用される事業所に勤務する方で、条件を満たす方は、全員が加入しなければなりません。

社会保険の種類

平成 25 年 9 月現在

種類	保険給付の内容	保険給付の種類	保険料負担 保険料率
健康保険	業務外の病気、ケガ 死亡、出産	療養の給付、療養費 傷病手当金、 (家族) 出産育児一時金 出産手当金、葬祭料など	事業主 1/2 50.10/1000 本人 1/2 50.10/1000 (賞与保険料は、上記に同じ) (福井支部) 上限 5,400,000 円 (年間)
(介護保険)	介護		40~65 才未満 事業主、本人各 7.75/1000)
厚生年金 (国民年金)	老齢 障害 死亡	老齢厚生 (基礎) 年金 障害厚生 (基礎) 年金 遺族厚生 (基礎) 年金など	事業主 1/2 85.60/1000 本人 1/2 85.60/1000 (賞与保険料は上記に同じ) 上限 1,500,000 円
雇用保険	失業 雇用継続	求職者給付、就職促進給付 高年齢雇用継続給付 育児休業給付、介護休業給付 教育訓練給付など	事業主 (一般) 8.5/1000 本人 5/1000 (特掲事業は除く)
労災保険	業務上及び 通勤途上の 病気・ケガ・介護 死亡	療養 (補償) 給付 休業 (補償) 給付 障害 (補償) 給付 遺族 (補償) 給付 葬祭料 介護 (補償) 給付	全額事業主負担 業種により 3/1000~89/1000

☆ 労災保険はアルバイト、パート、国籍を問わず、日本国内のすべての労働者に適用されます。

事業主、役員等、国外の事業は適用されません→特別加入により加入できる場合があります

労災保険と健康保険の主な相違点

	労災保険	健康保険・厚生年金
給付の事由	業務上、通勤	業務外
保険料	全額事業主負担	事業主、本人 各 1 / 2
給付内容	治療	無料
	休業	本人負担 3 割 他
		2 / 3
	一部労働	特別支給金と併せて賃金の約 8 割
	賃金	2 / 3
	支給期間	一切給付なし
		6 割未満であれば全額給付
		支払われた賃金分は減額
		支給開始日より 1 年 6 ヶ月 (退職後も)
障害	1~7 級 (年金) 治らなければ一生 8~14 級 (一時金) (軽い障害)	国民年金、厚生年金より 1~2 (3) 級 厚生年金は一時金あり。(軽い障害)
遺族	転給制(*)あり。一時金 3 0 0 万円 最低保証 1 0 0 0 日分	転給制なし。国民年金は一時金あり。 最低保証なし。
死亡	3 0 日分+315,000 円か 6 0 日分	一律 5 万円
賞与分	特別支給金より給付あり	健康保険料は給付に反映しない。
出産	—	子 1 人につき 3 9 万円 (+ 3 万円)

(*) 転給=遺族年金をもらっている方が亡くなったたりした場合、次順位の受給資格のある方へ支給。

パートタイマーと社会保険

	健康保険	厚生年金	雇用保険
1日の労働時間、1ヵ月の労働日数ともに一般労働者のおおむね3/4以上 (社会保険の加入要件)	○	○	○ 一般被保険者
31日以上雇用が見込まれ 労働時間 週20時間以上30時間未満	× (*)	× (*)	○ 短時間被保険者

(*) 事業所の所定労働時間により週30時間未満でも加入しなければならない場合もあります。

例・1日8時間、1ヶ月の労働日21日の事業所で

Q. 雇用保険には加入するが、社会保険（健康保険、厚生年金）に入らない働き方は？

A. まず社会保険には入らないためには

1日の労働時間の上限 $8時間 \times 3/4 = 6時間$ 未満 または

1ヶ月の労働時間の上限 $21日 \times 3/4 = 15.75日$ 未満

雇用保険の短時間労働被保険者になるためには、週20時間以上なので

週5日勤務の1日の時間の下限 $20時間 \div 5日 = 4時間$

1日8時間勤務の日数の下限 $20時間 \div 8時間 = 2日半$

あわせて

- | | |
|-------------|--------------|
| ①週5日勤務のとき | 1日4時間～5時間30分 |
| ②1日8時間勤務のとき | 月11日～15日 |

となります。

《注意点》

- 健康保険、厚生年金の加入の要件には賃金がいかにということは無関係です。
- 健康保険、厚生年金の加入の時間要件の下限はそれぞれの事業所の所定労働時間の「3/4」によりますので、事業所により異なります。

高齢者と社会保険

	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
60歳以上65歳未満	○	○ 年金は報酬により減額	○ 64歳以上の人は4月以降保険料免除
65歳以上70歳未満	○	○ 年金は報酬により減額	× 但し65歳前から引き続き雇用されている人は継続（保険料は免除）
70歳以上	○	× 年金は報酬により減額	

○印は1日の所定労働時間および1ヶ月の労働日数が一般労働者のおおむね3/4以上は加入
ただし、雇用保険は週20時間以上（31日以上雇用見込み）で加入

健康保険－被扶養者

- ・ 被扶養者として認定されるには主として被保険者の収入によって生計を維持していることが必要です
- ・ ご本人が被保険者に該当する方は被扶養者の要件（年収見込みが１３０万円未満）を満たしていても、被扶養者にはなりません。

◆生計維持の基準

（１）同居の場合

被扶養者の年収が１３０万円未満（６０歳以上又は障害者は１８０万円未満）で

被保険者の年収の半分未満であること

ただし、１３０万円未満であり、被保険者の年収を上回らない場合は被扶養者になることができる場合があります。

（２）別居の場合

被扶養者の年収が１３０万円未満（６０歳以上又は障害者は１８０万円未満）で

被保険者からの仕送り額（援助額）より少ないこと

- ◎ 税法上は雇用保険の失業等給付、出産手当金、障害年金などは非課税ですが、被扶養者の認定の場合にはすべてが収入となります。また、税法上は基礎控除等がありますが、被扶養者の認定は控除はありません。



雇用保険の基本手当の給付を受けている間は被扶養者になれません

（基本手当日額が３,６１２円以上の場合にはなりません。ただし、基本手当の日額×３６０が１３０万円未満の場合はなれます。）

給付が始まるまで（給付制限期間）は無収入なので被扶養者になることができます。

- ◎ 年収は今後の見込み額です

退職等で今後の収入がなくなるかたはその年の収入額にかかわらず、被扶養者になることができます。（それまでの収入が１３０万円を超えていても）

《業務上・通勤は除く》

給付の種類	給付の条件・内容	手続き
療養の給付（本人） 家族療養費	自己負担（一部負担金）＝医療費の3割 ＝入院3割、通院3割	保険医療機関 （一般の病院・診療所）
療養費 （家族療養費）	本人が立て替え払した医療費など ・やむを得ない事情で非保険医にかかったとき ・国外で療養を受けたとき ・被保険者証を提出しなかったとき ・コルセット代など	療養費支給申請書
入院時食事療養費	本人負担（標準負担額）＝1食260円（H18.4月より 1日あたりの支給から1食あたりの支給へ変更） ・低所得世帯は減額あり ・本人、家族とも同じ	保険医療機関
訪問看護療養費 家族 〃	在宅で指定訪問看護事業者による訪問看護 （寝たきり等医師が必要と認めたもの） ・自己負担（基本利用料）＝本人3割 家族3割	医師の指示による
高額療養費	自己負担額で80,100円＋（医療費－267,000円）×1%を 超えた額（差額ベット代、食事代標準負担額などは対象外） ・上位所得者および低所得者は計算方法が異なる ・1ヶ月（暦月）単位 ・病院、診療所ごと （医科、歯科別、総合病院は各科別－入院・通院別） ・個人単位→21,000円以上のときは世帯合算 ・同一世帯で4回目以降→44,400円を超えた額 ・高齢受給者（70歳以上）の入院等は、自己負担限 度額（44,400円）を超えた医療費は、高額療養費と して現物給付される ・70歳以上と70歳未満との算定方法は、70歳以上で はすべての負担額、70歳未満では21,000円以上 の負担額が世帯合算される	高額療養費支給申請書 又は 限度額適用認定申請書 （70歳未満の入院の場 合使用可。この申請に より病院での支払い が自己負担限度額の みになります）
保険外併用療養費	「評価療養」「選定療養」とされる保険外診療をうけたと き、一般の保険治療と共通する部分だけが保険給付される ・一般治療を超える部分は自費扱い ・200床以上の病院は医療機関からの紹介が ないと初診料が自費扱い	要件を満たしていれば どの医療機関でも実施 可
移送費 家族移送費	緊急時の移送費 （保険者が必要と認めた額）	移送費支給申請書
傷病手当金	療養のため連続して4日以上仕事を休み、 給料をうけられないとき 支給額 → 1日につき標準報酬日額の2/3 支給期間→支給開始日より1年6ヶ月間（中断含む） ・初めの3日間（待期期間）は給付されない （待期期間は休日でも、有給休暇扱いでもよい） ・再発のとき待期期間は要らない ・1日のうち1部でも働けば給付されない ・休んだ日に報酬を受ければその分減額される （在職老齢年金とは併給可）	傷病手当金支給申請書 ・医師の意見 ・事業主の証明

お産をしたとき

給付の種類	給付の条件・内容	手続き
出産育児一時金 家族 "	1 児ごとに 4 2 万円（産科医療補償制度加入の場合） ・妊娠 4 ヶ月（8 5 日以上）の分娩 ・生死は問わない 原則、各医療保険者から病院などに直接支払い。 出産費用が支給額の範囲内の場合は、後日差額を請求。 （従来の方法で受給することも可）	（差額を申請する場合） 出産育児一時金内払金 支払依頼書・差額申請書 （従来制度利用の場合） 出産育児一時金請求書 ・医師などの証明
出産手当金	出産のため仕事を休み給料を受けないとき 支給額 → 1 日につき標準報酬日額の 2 / 3 支給期間→産前 4 2 日（多胎 98 日）産後 5 6 日（出産日は産前に含む） ・出産が予定日より遅れたらその分産前が延びる	出産手当金請求書 ・事業主の証明

※育児休業関連

- ① 平成 1 7 年 4 月から、3 歳未満の子を養育期間中の被保険者の標準報酬月額が、勤務時間短縮等のために養育期間前の標準報酬月額より低くなった場合には、被保険者の申し出により、養育期間中の年金額は養育期間前の高い標準報酬月額で計算されます。これにより、被保険者が働きながら 3 歳未満の子を養育している期間にかかる年金額が減少しないですむことになります。
- ② 育児休業期間の健康保険料及び厚生年金保険料（本人、事業主分とも）は申請により最大 3 年間免除されます。
- ③ 育児休業等を終了した被保険者が 3 歳未満の子を養育している場合に、保険者（年金事務所、健康保険組合、基金）に届け出れば、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後 3 ヶ月間の報酬の平均額（報酬月額）にもとづいて標準報酬月額を改定することができます。（1 等級下がっても該当）

死亡したとき

埋葬料（費） 家族埋葬料	本人死亡→5 万円 家族死亡→5 万円	埋葬料（費）請求書 ・医師などの証明
-----------------	------------------------	-----------------------

退職した後

被保険者期間が継続して 1 年以上ある人（埋葬料（費）を除く）

傷病手当金	退職日において受給中の人はそのまま継続できる （支給開始日より最長 1 年 6 ヶ月） 老齢厚生年金が支給される場合は差額だけ	在職中と同じ （事業主の証明は不要）
出産手当金 出産育児一時金	退職日において受給中の人はそのまま継続できる 資格喪失後 6 ヶ月以内に産をした人は 受給できる（一時金のみ） ◇配偶者への一時金は資格喪失後は支給されない	在職中と同じ （事業主の証明は不要）
埋葬料（費）	3 ヶ月以内の死亡のとき給付される （資格喪失後の傷病手当金、 出産手当金の受給者は受けなくなってから 3 ヶ月以内 は支給される） ◇家族埋葬料は支給されない	在職中と同じ

Ⅱ 労災保険の給付一覧

業務上、通勤途上

給付の種類	給付の条件・内容	手続き
療養（補償）給付	労災保険指定医療機関等にかかったとき ・ 治るまで期間の制限はない ・ 本人負担はない 労災指定ではない病院等にかかったとき ・ 政府が必要と認めた額	療養補償給付たる療養の給付請求書（様式5号） ・ 事業主の証明 ・ 労災病院経由 療養補償給付たる療養の費用請求書（様式7号） ・ 事業主の証明 ・ 医師の証明 領収書、請求書
休業（補償）給付	傷病の療養のため休業し賃金を受けないとき ・ 1日について平均賃金の60%（4日目から） （特別支給金から20%） （最低給付基礎日額3,930円） ＊業務災害は初めの3日間は事業主が平均賃金の60%を補償 （通勤災害は不要）	休業補償給付支給請求書（様式8号） ・ 事業主の証明 ・ 医師の証明
傷病（補償）年金	療養開始後1年6ヶ月しても治癒せず、 傷病等級に該当するとき ・ 1年間に313日～245日（1級～3級）	保険者（政府）が決定 特別な手続きは要りません
障害（補償）給付	治癒したとき障害等級に該当する障害が残ったとき ・ 1級～ 7級 年金……313～131日分 ・ 8級～14級 一時金…503～ 56日分	傷害補償給付支給請求書（様式10号） ・ 事業主の証明 ・ 医師の証明
遺族（補償）給付	死亡したとき ・ 1年間に245日分～153日分 （遺族の数に応ずる） ・ 累計が1000日分に満たないときは一時金有 ・ 前払一時金制度有（最高1000日分）	遺族補償給付支給請求書（様式12号） ・ 死亡診断書 ・ 戸籍謄本（抄本）等 （死亡者と受給権者との関係により異なる）
葬祭料 葬祭給付	死亡したとき ・ 30日分+315,000円 又は、60日分の多いほう ・ 遺族がいない場合は葬祭を行う者に支給	葬祭料請求書（様式16号） ・ 添付書類は遺族補償年金と共用
介護（補償）給付	障害等級又は傷病等級1級又は2級の者が 常時又は随時介護の状態になったとき （現に介護を受けていること） ・ 1級、2級 毎月 常時 56,600～104,290円 随時 28,300～52,150円	介護補償給付支給請求書

◆特別支給金

保険給付とは別に労働福祉事業として支給されます。

毎月の所得補償として休業（補償）給付に対しては給付基礎日額の20%が、障害、遺族、傷病に対して特別一時金が支給されます。

ボーナスの所得保障として障害（補償）給付、遺族（補償）給付、傷病（補償）年金のボーナス特別支給金が支給されます。

◆「補償」がつくと業務災害、「補償」がないと通勤災害です。

Ⅲ 雇用保険の主な給付

		給付要件	給付内容
失業したとき	基本手当	離職日以前2年間に賃金支払日数が11日以上の方が12か月以上ある方	退職前賃金の約45から80% 90日～150日間 (特定受給資格者90日～330日)
	高年齢求職者給付金	65歳以上で退職(給付要件は基本手当と同じ) 高年齢継続被保険者・高年齢短時間被保険者	1年未満 1年以上 30日 50日
再就職したとき	再就職手当	基本手当を1/3以上残して再就職(1年以上の雇用見込有り)	基本手当の残日数×50%又は60% ×基本手当日額 (2/3以上残して再就職60%)
	就業手当	基本手当を1/3以上かつ45日以上残して常用雇用等以外の形態で就業	基本手当日額×30%×就業日数
	常用就職支度手当	・就職困難者(45歳以上など) ・短時間被保険者は不可 ・再就職手当の対象外の方	支給残日数(90日～45日)×40% ×基本手当日額 (上限27日)
	※倒産・解雇による再離職(受給期間内にある時)の場合受給期間の延長あり		
高年齢	高年齢雇用継続給付	・雇用保険の被保険者期間が5年以上 ・60歳到達時登録賃金(被保険者期間が5年に満たないときは、5年到達時賃金)と比較して75%未満に低下した方 ・基本手当の残日数100日以上あること	・基本手当の残日数に応じて最大5年間(65歳到達月まで) ・61%未満に低下の場合、減額後の賃金の15%(日額の上限あり)
育児	育児休業給付	・育児休業開始前2年間に賃金支払日が11以上の月が12ヶ月以上ある方 ・1歳未満(特に必要と認められる場合は1歳6ヶ月に達するまで)の子を養育するため休業する方 ・短時間被保険者可 *社会保険加入者は育児休業期間の健康保険料および厚生年金保険料(本人、事業主分とも)は申請により最大3年間免除されます。	・産後休業期間終了後、子が1歳に達する前日まで(特に必要と認められる場合は1歳6ヶ月に達するまで) ・毎月賃金月額50%相当額(原則2ヶ月分づつ請求)
介護	介護休業給付	・介護休業開始前2年間に賃金支払日が11以上の月が12ヶ月以上ある方 ・2週間以上常時介護を要する家族の介護のため休業する方 ・同一要介護状態ごとに1回	・通算して93日 ・賃金月額40%相当額 ・復帰後一時金として支給
教育	教育訓練給付	・被保険者期間が5年以上ある方が労働大臣の指定する教育訓練を受けたとき ・被保険者期間が3年以上5年未満の方が上記教育訓練を受けたとき(H19年10月より必要な被保険者期間は3年以上に一本化)	・費用の40%相当額(上限20万円) ・費用の20%相当額(上限10万円)(H19年10月より費用の20%上限10万に一本化)

退職される場合の給付の詳細な内容は B《退職される方へ》をご参照ください。

被扶養配偶者（国民年金の第3号被保険者）の届け出

- 厚生年金、共済組合の加入者（第2号被保険者）の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者であって、条件を満たす方は国民年金の第3号被保険者になります。

第3号被保険者の届出については従来市区町村で行っていましたが、平成14年4月1日より配偶者の事業主を通じて、年金事務所へ届出を行うことになりました。

第3号被保険者の届出が遅れた場合、過去の未届期間のうち通常は2年前までさかのぼって保険料納付済期間とされますが、それ以前の期間は保険料未納期間の扱いとなり、年金額の計算に反映されませんが、平成17年4月以降は特例の届出をすれば、過去の未届期間は2年以上前の期間もすべて保険料納付済期間とされ、将来その分の年金を受け取ることができるようになりました。

＜第3号被保険者の認定条件＞

被扶養配偶者の年間収入見込（失業給付、年金等を含みます）が130万円未満（障害厚生年金に該当する程度の障害者は180万円未満）、かつ原則として第2号被保険者の2分の1未満であること。（健康保険の被扶養者の条件と同じです。A3ページをご参照下さい）

＊被保険者が65歳以上の被扶養配偶者は第3号被保険者とはなりません。

- なお、市区町村では国民年金の1号被保険者の資格に関する手続きのみとなりました。（国民年金保険料に関することは、年金事務所で行います。）

第3号被保険者の届け出が必要な場合

取得する理由	該当する日	資格の変更	届出先
配偶者が退職したとき	配偶者の退職日の翌日	3号→1号	市区町村
被扶養者の年収見込みが130万円以上になったとき	その日		
離婚したとき	その日		
年収見込みが130万円未満になったとき	その日	1, 2号→3号	配偶者の事業所経由で年金事務所へ
雇用保険を受けなくなったとき	その日	1号→3号	
結婚して被扶養配偶者となったとき	その日	1, 2号→3号	
配偶者が厚生年金、共済組合に加入したとき	その日		
夫婦ともに厚生年金、共済組合の被保険者で、いずれかが資格を喪失し、被扶養配偶者になったとき	退職の日の翌日	2号→3号	
配偶者が転職したとき（厚年⇔共済）	資格取得日（新）	3号→3号	
配偶者が転職したとき（厚年⇔厚年）	資格取得日（新）	3号→3号	

雇用保険

1. 基本手当

- ・労働の意思および能力を有しているにもかかわらず、失業の状態にあること
- ・離職日以前2年間に賃金の支払い対象となった日が11日以上の月が12ヶ月以上あること

⇒解雇等・正当な理由のある自己都合などの離職の場合は6ヶ月で受給資格ができます

いつから？

- ・ 離職後、初めて職安で求職の申し込みをした日から通算して7日間は基本手当を受給できません
(=待期期間)

- ・さらに、離職理由により3ヶ月の給付制限期間（基本手当不支給）があります

給付制限期間のない場合 事業主の勧奨による退職、解雇
 事業所の移転、結婚による通勤困難
 給付制限期間のないこともある場合（各職安所長の決定による）
 家族の介護 など

(介護中は就労できる状態ではないので基本手当は受給できません)

- ・4週間毎に職安で指定の日に失業の認定を受けます。

支給日数は？

- ・基本手当の受給日数（所定給付日数）は、年齢、勤務期間（算定基礎期間）により90日から150日（表1－①）です。ただし、特定受給資格者（会社都合等による退職）は90日から330日（表1－③）となります。

一日どれだけ？

- ・基本手当の日額は賃金日額（退職以前6か月の賃金の平均）の45%～80%（表2）
- ・さらに上限、下限があります。（表3）
- ・基本手当を受給できる期間は原則として、離職日の翌日から1年間です
*支給残日数はあるのに期限切れになることがありますので、離職票を受け取ったら早く手続きをしてください

《受給期間が延長できる場合》

- | |
|---|
| 1. 病気、出産、育児、介護等で働けないとき |
| 期間 最長4年間 |
| 手続 働けない状態になってから <u>30日経過した日から1ヶ月以内</u>
(ご本人が職安にいけないときは代理の方でもよい) |
| 2. 60歳以上の定年等による離職の場合で一定期間働きたくないとき |
| 期間 最長2年間 |
| 手続 離職日の翌日から2ヶ月以内 |
| 必要な書類は住所地の職安で確認してください |

2. 再就職手当

再就職手当とは基本手当の支給残日数が45日以上かつ1/3以上の人が就職したとき、(1年以上の雇用見込が必要)基本手当の支給残日数に応じて一時金として支給されるものです。

給付額は 基本手当の日額×基本手当の支給残日数 × 50% (支給残日数が2/3以上は60%)

再就職手当に適用される基本手当日額上限
60歳未満 5,840円
60歳以上 4,729円

条件・待期期間—受給できない

給付制限期間の最初の1ヶ月間—職安又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合受給できる
給付制限期間1ヶ月経過後 —職安の紹介でなくてもよい

*条件が緩和され受けやすくなっていますので、ぜひ受給してください

自立の場合も一定の要件を満たせば支給対象になります。

※再就職手当受給後に、倒産・解雇で再離職(受給期間内に限る)した時、受給期間が延長される

60歳以上の場合は要注意!

再就職手当を受けると、高年齢雇用継続給付の[高年齢雇用継続基本給付金]や「高年齢再就職給付金」は支給されません。どちらを受け取るかはご本人の選択によります。

雇用継続給付は長期間支給されるため、検討せずに再就職手当等を受けると大変損をするケースがあります。

3. 就業手当

基本手当の支給残日数が所定給付日数の1/3以上、かつ、45日以上である受給資格者が再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外(雇用期間が1年未満または週20時間未満)の形態で就業した場合、一定の要件を満たせば支給されます。

給付額は 基本手当日額×30%相当額×就業日数

就業手当日額上限	60歳未満 1,752円
	60歳以上 1,418円

[平成25年8月1日現在]

◇毎年8月1日に金額の見直しがあります。

《表1》

① ②及び③以外の全ての受給資格者（定年退職者や自己の意思等で離職した者）

被保険者区分 (65歳未満共通)	被保険者であった期間			
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	120日	150日

② 障害者等の就職困難な受給資格者

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日		
45～65歳未満	150日	360日		

③ 特定受給資格者（倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた者）

	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	――
30～35歳未満	90日	90日	180日	210日	240日
35～45歳未満	90日	90日	180日	240日	270日
45～60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60～65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

※ 網掛け部分は、①の場合より給付日数が手厚い層を表します。

なお、短時間被保険者が1年未満で受給資格を得るのは、一般被保険者であった期間がある場合です。

《表2》

賃金日額	基本手当の日額
	60歳未満
2,310円 ～ 4,610円未満	約8割
4,610円 ～ 11,680円以下	約8割～5割
11,680円超	5割

賃金日額	基本手当の日額
	60歳以上
2,310円 ～ 4,610円未満	約8割
4,610円 ～ 10,510円以下	約8割～4.5割
10,510円超	4.5割

《表3》

年齢区分	基本手当日額上限額	賃金日額上限額
～ 29歳	6,405円	12,810円
30 ～ 44歳	7,115円	14,230円
45 ～ 59歳	7,830円	15,660円
60 ～ 64歳	6,723円	14,940円

下限額（全年齢共通）

基本手当日額 1,848円

賃金日額 2,310円

《満65歳の誕生日の前日以後に退職の場合》

高年齢求職者給付金

- ・一時金として支給されます。
- ・離職後、職安に求職の申し込みをし、認定を受けた日に失業の状態であればそれ以後働いていてもかまいません。（一般の求職者給付のように4週ごとの失業の認定はありません）

高年齢求職者給付金の額は、次の表の日数分の基本手当の額に相当する額です。
（60歳以上での初めての離職でも、60歳到達時賃金は適用されません。）

＊基本手当の日額は前頁表2、上限額は前頁表3の60～64歳と同じです

被保険者の区分	
被保険者 であった期間	高年齢短時間被保険者 高年齢継続被保険者
1年未満	30日分
1年以上	50日分

退職後の社会保険

退職者は健康保険に任意加入される方、被扶養者になられる方以外は、原則として国民健康保険、国民年金の被保険者になりますので、住所地の市町村で手続きをしてください。

（国民健康保険は一世帯で保険証は一枚ですが、被扶養者ということではなく、それぞれが被保険者です）
なお、厚生年金保険は昭和16年4月1日以前生まれで条件を満たす方以外は任意加入できません。
詳しくはお問い合わせください。

		国民健康保険	国民年金	手続き
被扶養配偶者になる人 （サラリーマンの妻等）		×	第3号被保険者 （保険料の支払いはない）	喪失日より30日以内 （配偶者の勤務先で）
健康保険の被扶養者になる人		×	第1号被保険者	喪失日より14日以内
その他	60歳未満	加入	第1号被保険者	〃
	60歳以上	加入	×	〃

＊平成25年4月現在 国民年金保険料15,040円／月

国民健康保険の保険料は市町村により異なります

＊健康保険、年金とも保険料は暦月単位で加入月から喪失月の前月まで

（喪失月＝喪失日の属する月、喪失日＝離職日の翌日）

＊雇用保険の基本手当の受給期間は「基本手当×360日」が130万円を超す方は被扶養者にはなりません

健康保険

1. 任意継続被保険者

＊保険者期間が継続して2ヶ月以上ある人

↓

引き続き2年間は個人継続できます

・資格喪失後20日以内（厳守）に住所地の協会けんぽで手続き

保険料は事業主負担がないので原則として2倍になります。（介護保険料も2倍）

ただし、標準報酬月額の上限（平成25年4月1日現在28万円）があるので、国民健康保険に加入するより有利な場合があります。

一般的には被扶養者になれる方以外は、少なくとも1年間は任意継続をされた方が有利な場合が多いようです。

個々のケースで違いますので、まず住所地の市町村で国民健康保険の保険料を確認の上お決めください。

なお、保険診療の自己負担率は任意継続も国民健康保険も同じ3割です。

C 《60歳定年前後の方へ》

- ◇手順 1. 事業所の管轄の年金事務所などで老齢厚生年金の受給額を調べ、同時に請求の際の必要書類を確認する。
- 60歳～??円/月 6?歳～??円/月 65歳～??円/月
- *昭和16年4月2日以降生まれの方は60歳から一定期間は部分年金（報酬比例部分だけ）になります。その期間は生年月日により異なります。
- *「年金見込額照会票」を打ち出してもらう。
（平成13年4月より「一部繰り上げ」ができるようになりました。部分年金だけでは不足する場合は、「一部繰り上げ」の受給額もあわせてお調べ下さい。）
- * 配偶者の年金についても同時に調べておく。
- * 厚生年金基金の加入期間がある場合はその見込額も調べる。
2. 年金を「本来支給」「一部繰り上げ」「全部繰り上げ」のうち、どのパターンで請求するか決定する。
3. 職安からの「高年齢雇用継続給付」が受けられるか確認。
4. 年金以外にいくら必要か検討する
5. 現在の事業所で継続して雇用されるか事業主様と相談
（定年となる年月日を確認する）

- ・年金額は受給できる半年くらい前に確認しておきましょう
- ・年金は請求（裁定請求）しないともらえません。（厚生年金基金は別に請求前もって準備しておきましょう。
（裁定請求してから入金までに3～4ヶ月（厚生年金基金は5～6ヶ月）かかります。）
- ・定年退職される方、定年後も給与を見直して雇用継続される方ともに、定年の日は事業所で定められた日1日だけです。その時期を逃すと、ご本人、事業主ともに不利になります。

◇基本となる考え方

I. 今までと同じ時間働ける方

健康保険、厚生年金、雇用保険 → 加入
収入 → 賃金＋老齢厚生年金（減額あり）＋高年齢雇用継続給付（*）
※低下後の賃金の0～15%

II. 短時間だけ働きたい方

週20時間以上30時間未満の間で働いてください
（時間は事業所の所定労働時間により異なりますので、事業主様にご確認ください）
健康保険、厚生年金 → 加入しない
雇用保険 → 短時間労働被保険者として加入
収入 → 賃金＋老齢厚生年金（満額）＋高年齢雇用継続給付

	一般（おおむね週30時間以上）	短時間（週20時間以上30時間未満）
年金	①報酬による支給停止 0～全額 ②雇用継続給付の受給中は①に加えて報酬月額の高6%カット	全額支給
雇用保険	雇用継続給付 ※新賃金の0～15%	ほとんど新賃金の15%
社会保険料	年金、健康保険とも 必要	年金—不要 健康保険—国民健康保険料 または健康保険料（任意継続）

Ⅲ. 一旦退職される方

年金か雇用保険の基本手当のどちらかを選ぶ

- ・平成10年4月1日以降に老齢厚生年金の受給権のできる方は雇用保険の基本手当が支給されている間は、年金が全額支給停止になります。(自動的に、月単位で)
- ・雇用保険の基本手当の日額×30と年金の月額を比較して年金の方が多い場合は雇用保険の手続きはしないで、厚生年金の請求だけを行ってください。

老齢厚生年金の請求をどのパターンでいつ請求するか決定する

- ・年金は請求しないともらえません。
- ・部分年金の期間のある場合で、一部繰り上げを希望される方は、基本手当の受給終了後に一部繰り上げの請求をして下さい。

退職後しばらく(1年以内)ゆっくりして、その後再就職を希望される場合は、離職日から2ヶ月以内に住所地の職安で受給期間延長の手続きを行ってください。
(基本手当を受けない間は、年金が支給されます)

《注意点》

①雇用保険

- ・雇用継続給付は5年以上被保険者期間がある方しか支給されません。

②社会保険

年金制度は変更が決定しています。あくまでも平成22年4月1日現在を前提としての説明ですのでご注意ください。

- ・定年までの事業所で賃金減額の上、継続勤務される方(厚生年金加入)
 - ◎賃金の減額が60歳台前半の場合だけは特例としてすぐに、減額後の賃金で計算した在職年金が計算され、社会保険料も下がります。
60歳台前半以外の方の減額の場合は「月額変更」の扱いになりますので、4ヶ月たってからでないと年金の見直しもありませんし、社会保険料も下がりにません。
- ・従前、満70歳以上の老齢厚生年金は全額支給でしたが、平成19年4月2日以降に70歳の誕生日があり、健康保険に加入している方は、老齢厚生年金が減額される場合もあります。
(昭和12年4月1日以前生まれの方は全額支給です)
- ・社会保険(年金、健保)の加入要件はその事業所の所定労働時間により異なりますので、
かならずしも 雇用保険の一般被保険者 = 社会保険に加入
雇用保険の短時間労働被保険者 = 社会保険に加入しない
とはなりませんのでご注意ください
- ・平成16年4月より在職老齢年金の算定に、前1年間の賞与も入るようになりました。
- ・雇用継続給付金を算定するのに賞与は入りません

◇雇用保険 高年齢雇用継続給付

1) 高年齢雇用継続基本給付金

- 対象者 ・ 60歳到達後も継続して雇用され
（※「継続して雇用され」とは同じ事業所でなくても求職者給付の基本手当を受給していなければ、転職して1年以内のブランクがあってもかまいません）
- ・ 被保険者であった期間が5年以上あり、
 - ・ 60歳以降の各月の賃金が60歳到達時点の登録賃金（被保険者期間が5年未満の場合は5年になった時点の登録賃金）の75%未満になった方
- 支給期間 ・ 60歳に到達した月から65歳に達する月まで
60歳以後に被保険者であった期間が5年になったときはその月から（各暦月の初日から、末日まで被保険者であった月）
- 支給額 ・ 賃金が61%以下のとき
下った賃金の15%
・ 低下率が61%を超えて75%未満である場合
$$\text{支給額} = -183/280 \times \text{支給対象月の賃金} + 137.25/280 \times \text{『賃金月額』}$$

＊ただし、次の上限額があります。（H25.8.1現在）

- ① 60歳到達時の登録賃金の最高限度額 448,200 円
- ② 賃金月額と雇用継続給付の合計の上限額 341,542 円

2) 高年齢再就職給付金

- 対象者 ・ 基本手当を受給した後、
・ 60歳以後に再就職して、
・ 再就職後の賃金が退職時の賃金の75%未満となり、
・ 基本手当の支給残日数が100日以上ある方
- 支給期間 ・ 基本手当の支給残日数が200日以上の場合
再就職日の翌日から2年を経過する日の属する月まで
・ 基本手当の支給残日数が100日以上200日未満の場合
同様に1年を経過する日の属する月まで
- ＊ただし、いずれも65歳に達した月まで
- 支給額 ・ 高年齢雇用継続基本給付金と同じ

H15.5.1 以後は再就職手当を受けると高年齢雇用継続給付は受給できません。

- ① すぐに再就職の予定で、高年齢雇用継続基本給付金を受けられる方は基本手当の受給を受けずに、高年齢雇用継続基本給付金を最大5年間受給される方が有利となる場合が多いでしょう。
- ② 一部基本手当を受けた後、再就職が決まった場合で、高年齢再就職給付金と再就職手当と両方の条件を満たした場合はご本人がどちらかを選択します。

◇主な年金制度改革経緯

平成9年1月	・基礎年金番号導入
平成13年4月	・部分年金の開始＝基礎年金相当部分の支給開始が順次遅くなる。 (男性昭和16年4月2生まれ、女性昭和21年4月2生まれより) ・老齢厚生年金、老齢基礎年金の繰り上げの方法および、減額率の変更
平成14年4月	・国民年金の保険料半額免除制度の導入 ・厚生年金は70歳未満まで加入(健康保険は年齢制限なし) ・65歳～70歳未満の在職老齢厚生年金制度の導入 ・第3号被保険者(被扶養配偶者)の届け出は第2号被保険者の事業所で
平成15年4月	・厚生年金に総報酬制の導入 (月給と賞与(上限1回150万円)は同じ扱いに。 ・「算定基礎届」の対象期間が変更 4、5、6月 → 9月分から適用
平成16年4月	・在職老齢年金の支給停止基準の変更(総報酬制導入に伴うもの)
平成16年10月	・厚生年金保険料を毎年0.354%ずつ引き上げ開始(平成28年度以降は18.30%)
平成17年4月	・国民年金保険料を毎年280円ずつ引上げ(平成29年度以降は16,900円) ・60歳前半の在職老齢年金制度における一律2割支給停止の廃止 ・育児休業期間中の厚生年金保険料免除を1歳未満から3歳未満に拡充 ・第3号被保険者期間の未届期間の救済措置
平成18年4月	・障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給が可能に
平成18年7月	・国民年金保険料の多段階免除制度の導入 ・「算定基礎届」「月額変更届」の支払基礎日数の要件20日→17日に
平成19年4月	・70歳以上に在職老齢年金制度を導入(施行日に70歳以上の場合は除外) ・65歳以降に老齢厚生年金の繰り下げ支給制度を導入 ・離婚時の厚生年金の分割が可能に
平成20年4月	・第3号被保険者期間の厚生年金の分割 ・年金個人情報を定期的に通知

D 《社会保険御担当者様》

主な事由別必要事項

	当所へのご連絡	必要書類	職安、年金事務所、 協会けんぽへの届出	提出期限
◆被保険者関係				
入社時	入社手続依頼書	年金手帳 基礎年金番号 雇用保険被保険者証 (いずれもコピー) 雇入通知書(パートのみ)	(年)被扶養者資格取得届 (年)被扶養者異動届 (雇)被保険者資格取得届	5日以内 翌月10日まで
退職時	退職手続依頼書	健康保険証 *離職票の必要なとき ・賃金台帳7ヶ月分 ・出勤簿13ヶ月分 ・離職理由の確認書類	(年)被保険者資格喪失届 (雇)〃	5日以内 10日以内
昇給など		賃金台帳	(年)月額変更届	できるだけ早く
被扶養者に異動があったとき		健康保険証 本人のご印鑑	(年)被扶養者異動届	5日以内
被保険者又は被扶養配偶者の氏名、住所などがかわった時			各種	できるだけ早く
60歳になったとき		賃金台帳7ヶ月分 出勤簿7ヶ月分 免許証の写し等	(雇)60歳到達時賃金月額証明書	10日以内
業務外の病気で休んだとき		その月の賃金台帳 出勤簿 医師の証明	(協)健康保険傷病手当金請求書	1～2ヶ月毎
出産したとき		賃金台帳 出勤簿 医師の証明	(協)出産手当金請求書	
◆労災事故関連				
事故発生時	災害状況申立書		(監)療養の給付請求書ほか	
休業が4日以上になったとき		賃金台帳4ヶ月分 出勤簿 医師の証明	(〃)休業補償給付支給申請書 死傷病報告書	
◆事業所関係				
所在地、名称がかわったとき		登記簿謄本(原本)	(年)所在地、名称変更届 (雇)事業主事業所各種変更届 (監)名称、所在地等変更届	5日以内 10日以内
代表者がかわったとき			(年)事業所関係変更届 職安、監督署は届け出不要	5日以内
支店、工場等ができたとき		支店、工場の実態により 届け出が異なります	(監)保険関係成立届ほか	10日以内
銀行口座が変わったとき		銀行の証明	(年)銀行口座変更届	できるだけ早く
賞与を支払ったとき		賃金台帳(賞与)	(年)賞与等支払届	5日以内

◎離職票について

平成13年4月1日から雇用保険の離職票の様式が大きく変わりました。
離職理由により失業給付の給付日数が大きく異なります。(退職される方へーB7参照)
それにもない、事前に、退職者より離職理由の確認が必要となりました。

手 順

1から3は退職前に必ずお願いします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 自己都合退職の場合は退職届を書面で受ける2. 離職証明書の2枚目⑦離職理由欄に記載する3. ⑩欄に離職者本人の離職理由確認の書名捺印を受ける。
(左側の賃金欄は未記入の状態でも可)
*なお、3枚目は離職票完成後、ご本人が職安へ行かれるときに記入するページですので、記入はしないで下さい。
*ご本人による記名押印が難しい場合は、なんらかの方法で本人確認のうえ、御担当者様により、記名押印をお願いします。 |
|---|

4. 橋社会保険労務士事務所へ退職手続依頼書とともに離職証明書を郵送
(少しでも早く処理をさせて頂きたいので、下記の資料より先に郵送をお願い致します。)
5. 賃金台帳ほかの確認資料は後日ファックスで

* 特定受給資格者(会社都合などによる離職者)の場合は、会社への助成金に影響が出る場合もあり、自己都合退職以外の場合は添付資料が異なりますので、事前に橋社会保険労務士事務所へご相談下さい。

◎社会保険料について

社会保険料は労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料それぞれ考え方が異なりますのでご注意ください

《賃金の範囲》

- 賃金に入れるもの — 基本給、各種手当、割増賃金
通勤手当（定期券、回数券含む）
食事代・住居の利益（入れない場合も有り）
- 賃金に入れないもの — 退職金、慶弔金、見舞金、休業補償、解雇予告手当

《注意点》

1. 税法と社会保険では範囲が違います。
通勤手当は税法上は非課税限度額がありますが、社会保険では全額賃金に入ります
食事代、住居の利益も税法とは異なります。
2. 資格取得時の標準報酬には残業の見込み額も含まれます。
*大幅に（2等級以上）違っていると取得時に遡って訂正しなければなりませんのでよろしくをお願いします。
3. 臨時に昇給があったとき、役員報酬に変動があったときは必ずご連絡をお願いします。
*昇給額は少額でも時間外手当により月額変更に該当する場合があります。

	本人負担		事業主負担	納付方法
労災保険料	なし 全労働者に適用 (被保険者という概念がない)		全額	4月から翌年3月分を概算で支払い、翌年3月に確定 7月、11月、翌年2月に分納可 (年度更新)
雇用保険料	一般	5/1000	8.5/1000	
	農林水産、酒造	6/1000	9.5/1000	
	土木、建設	6/1000	10.5/1000	
	毎月の支払い賃金による(賞与も同じ) ※一般保険料額表による控除は H16 年度で終了しました。			
健康保険料 (福井支部) 賞与上限 540万円(年間)	本人、事業主各 1 / 2 (合計 100.2/1000) 賞与保険料 本人・事業主共上記率 (40歳以上65歳未満は介護保険料も徴収 本人、事業主各 1/2 (合計 15.5/1000))			前月分の保険料合計が月末に 口座引き落としになる
厚生年金保険料 賞与上限 150万円	本人、事業主各 1 / 2 (合計 171.20/1000) 賞与保険料 本人・事業主共上記率			
	標準報酬月額による—毎月の賃金が変わっても 次の決定まで変わらない 定時決定 4～6月支払いの平均賃金による 9月分より適用(10月末引き落とし) 随時改定 固定的賃金の変動があり、かつ 3ヶ月の平均で標準報酬月額に 2等級以上の差が生じたとき 翌月分の保険料から 標準報酬月額の上限 健保 47等級 121万円 厚年 30等級 62万円			

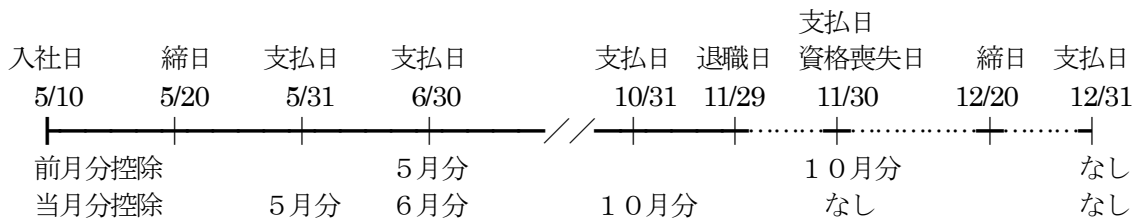
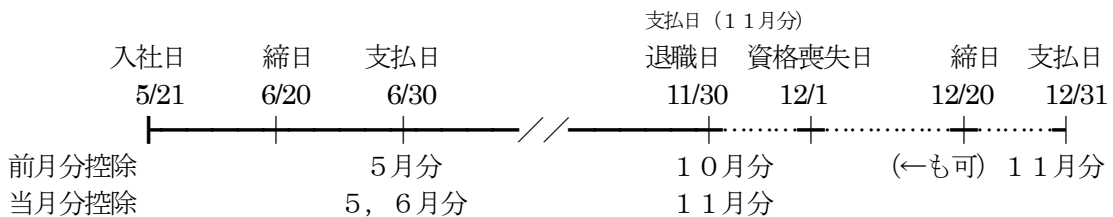
《社会保険料控除方法》

- ・社会保険料（健康保険、厚生年金保険）は月（暦月）を単位に資格取得月分から資格喪失月の前月分までが翌月末口座引落としになります。
- ・支払われた賃金が何月分であったかということとは関係ありません
従って、資格取得日（＝入社日）と資格喪失日（＝退職日の翌日）が何月であったかということで決まります。
- ・資格喪失日と退職日は1日違いますので次のように退職日により1ヶ月違ってきます。
退職日 5月30日 資格喪失日 5月31日 保険料支払い 4月分まで
 5月31日 6月 1日 5月分まで
- ・ではいつの支払の賃金から本人負担の保険料を控除するかというと、法律上は支払日の前月分ということになっていますが、前月分か当月分かに統一して処理して下さるようお願い致します
この場合も支払われた賃金が何月分であったかということとは無関係です。
- ・入社日、退職日により2ヶ月分まとめて控除したり、控除してはいけなかったりしますので、ご注意ください

《保険料控除例》

◆同じ月に賃金の締日と支払日がある場合

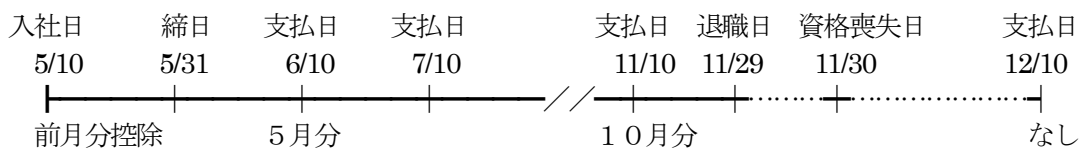
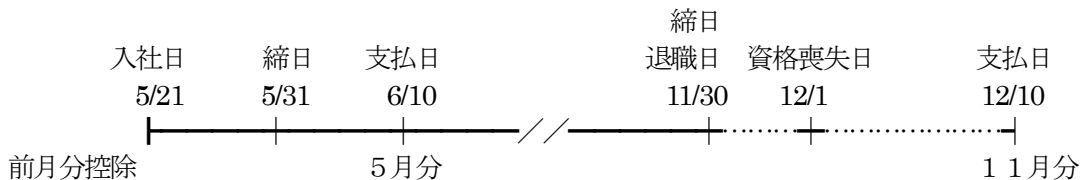
例 20日締、月末払い



◆賃金の締日と支払日が違う月の場合

（控除方法は前月分控除だけです。）

例 月末締、10日払い



主な年間スケジュール

- 4月 労働保険料年度更新
前年4月～3月の賃金台帳を3月分が出来次第お願い致します
- 6月 翌年新卒者の求人募集
- 7月 労働保険料納付（第1期）
社会保険 算定基礎届
4～6月支払の賃金台帳をお願い致します
- 9月 算定基礎届による社会保険料の改定
- 11月 労働保険料納付（第2期）
- 2月 労働保険料納付（第3期）

E 《パートさんの社会保険ガイド》

I. 始めに

社会保険とは

- ・ 「社会保険」というときには、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険すべてを指している場合と、健康保険と厚生年金保険だけを指している場合があります。
- ・ 社会保険は個人加入の保険と違って、公的保険ですから、その保険の適用される事業所に勤務する方で、条件を満たす方は、全員が加入しなければなりません。
- ・ パートさんの健康保険、厚生年金は、会社からの給料の額ではなく、働く時間によって、加入・非加入が決まります。
- ・ 健康保険、(国民)年金、介護保険については、どなたかの被扶養者の方は扶養者の加入保険により異なります。
- ・ ここでは、雇用保険だけ短時間労働被保険者として加入の方(おおむね週20時間以上30時間未満)を対象にしています。

パートタイマーと社会保険

	健康保険	厚生年金	雇用保険
1日の労働時間、1ヵ月の労働日数ともに一般労働者のおおむね3/4以上 (社会保険の加入要件)	○	○	○ 一般被保険者(*2)
31日以上雇用が見込まれ 労働時間 週20時間以上30時間未満	× (*1)	× (*1)	○ 短時間被保険者 (*2)

(*1) 事業所の所定労働時間等により、週30時間未満でも加入しなければならない場合もあります。

(*2) 平成19年10月から、一般被保険者と短時間被保険者の区分がなくなり、資格が一本化されました。

会社で加入の保険の概要と保険料

平成24年4月現在

種類	保険給付の内容	保険給付の種類	保険料負担
雇用保険	失業 雇用継続	求職者給付、就職促進給付 高年齢雇用継続給付 育児休業給付 介護休業給付 教育訓練給付など	事業主(一般) 8.5/1000 本人 5/1000 (特掲事業は除く)
労災保険	業務上及び 通勤途上の 病気・ケガ・介護 死亡	療養(補償)給付 休業(補償)給付 障害(補償)給付 遺族(補償)給付 介護(補償)給付	全事業主負担 業種により 3/1000~89/1000

☆労災保険はアルバイト、パート、国籍を問わず、日本国内のすべての労働者に適用されます。